

昭和二十四年十一月十五日
答弁第一九号

(質問の 一九)

内閣衆甲第八〇号

昭和二十四年十一月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員柄澤**空志**子君提出滞納問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柄澤**やぶ**子君提出滞納問題に関する質問に対する答弁書

一、二、滞納整理については、大口、小口を問わず全国一律に且つ公平に施行せしめる方針である。滞納額の多少により取扱を区々にすることはない。

なお、お質問中「十月二十日を期して」とあるが、国税庁においては**ばく、**大な滞納の**一掃に努めるため、**第一線税務署の事務状況を勘案して、七月一日より十月二十日までを滞納整理の特別期間と定めて、これが実施方を各国税局長あて通達した次第である。

三、滞納税額について異議のあるものは先ずその処理を促進せしめ、概ね完了している。

陳情については、慎重かつ懇切に事情を聴取するが、この処理に当つては税法にしたがい、公正に処理せしめている。

右答弁する。